

平成27年度子ども農山漁村ふるさと体験受入モデル体制整備支援交付金公募 要領

第1 趣旨

児童や学生等が農山漁村でのふるさと体験活動を実施することは、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識、社会性などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として高い効果があると報告されています。

三重県では、小学生以上大学生までの子ども・学生のグループ（概ね5名以上）（以下、「子ども・学生グループ」という。）のふるさと体験の受入が可能で、子ども・学生グループの受入に積極的に取り組もうとしている地域を、三重県モデル地域として公募方式により直接採択し、その受入体制の整備やふるさと体験の推進に係る経費について、子ども農山漁村ふるさと体験受入モデル体制整備支援交付金（以下、「体制整備支援交付金」という。）を交付し支援しようとするものです。

第2 事業内容等

体制整備支援交付金の事業内容、事業実施主体及び体制整備支援交付金の交付を受けるための採択要件等は、体制整備支援交付金要領別紙に記載のとおりです。

第3 応募に必要な書類

- (1) 企画書（別紙様式）
- (2) 受入地域協議会の規約等（素案の段階でもよいが（素案）と明記すること。）
- (3) 安全管理に関するマニュアル（素案の段階でもよいが（素案）と明記すること。）

第4 応募方法

平成27年5月15日（金）17時までに、管轄の農林水産（農政、農林）事務所経由で、下記事務担当まで必要書類を提出してください。なお、提出書類等は返却いたしません。

（事務担当）〒514-8570

三重県津市広明町13 三重県地域連携部地域支援課 中村あて
電話 059-224-2420

第5 審査ヒアリング

提出のあった企画書について、必要に応じ事業内容に関するヒアリングを行うことがあります。その際は、事前に連絡します。

第6 選定

提出のあった企画書については、選定基準に基づく評価を行い、評点の高い企画書から予算の範囲内で選定します。提出のあった企画書が選定された場合は採択通知書を、不採択の場合は不採択通知書を提出者あてに送付します。

第7 選定後の手続き

- 1 企画書の選定後、事業内容、対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行ないます。ヒアリングの日時等については、事前に連絡します。
- 2 事業内容の精査後、知事あてに事業実施計画（体制整備支援交付金要領第7）を提出いただき、その内容が適正である場合は知事が事業実施計画を承認し、承認通知を送付します。その後、交付金交付申請の手続きを行なっていただきます。
- 3 企画書提出の段階で、素案として提出した規約、マニュアル等があれば、事業実施計画提出時までに来る限り確定のうえ、計画書と併せて提出してください。